

玉来川河川敷広場（仮称）の施設使用者について、公募により選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年10月15日

竹田市長 土居 昌弘

1 趣旨

平成23年3月の河川敷地占用許可準則の改正により、河川敷地を都市及び地域の再生等に資する目的で営業活動を行う事業者が河川敷地を利用することができるようになった。

竹田市では、玉来川の河川敷地を、市民が憩い、交流する広場として活用し、地域振興及び活性化の拠点するため、「玉来川河川利用調整協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、地域の合意形成を図るとともに、河川管理者（大分県）へ都市・地域再生等利用区域の指定要望を行い、令和6年3月8日付けで指定を受けた。

ついては、利用区域を竹田市長が占用し、利用区域内で、河川敷地を利用した広場及び広場と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、バーベキュー等を運営する事業者（以下「施設使用者」という。）の募集を次のとおり実施する。

2 施設使用者の基本要件

当該区域において、デイキャンプやイベント開催など多目的に活用し、恒常的な賑わいを創出する取組を行うとともに、地域と協働して良好な水辺空間の保全を行うことができる者であること。

3 事業場所と立地の概要

（1）事業場所

事業場所 事業対象区域は、一級河川玉来川（大分県竹田市大字玉来）の「別紙2」に示す区域（利用区域）とし、その中で施設使用者は、使用を希望する事業場所を「別紙3」で示すA、B、C、Dで指定するものとする。以下、事業に使用する区域を「事業地」という。

（2）利用区域の面積

32,045 m² 「別紙2」の面積

（3）位置図・付近見取図

別紙1「位置図」参照

別紙2「都市・地域再生等利用区域平面図」参照

別紙3「事業場所（エリア分け平面図）」参照

別紙4「工作物設置可能位置（写真）」

4 その他募集条件等

本件の詳細については、玉来川河川敷広場（仮称）施設使用者募集要項による。

5 問合せ先

〒878-8555 大分県竹田市大字会々1650番地

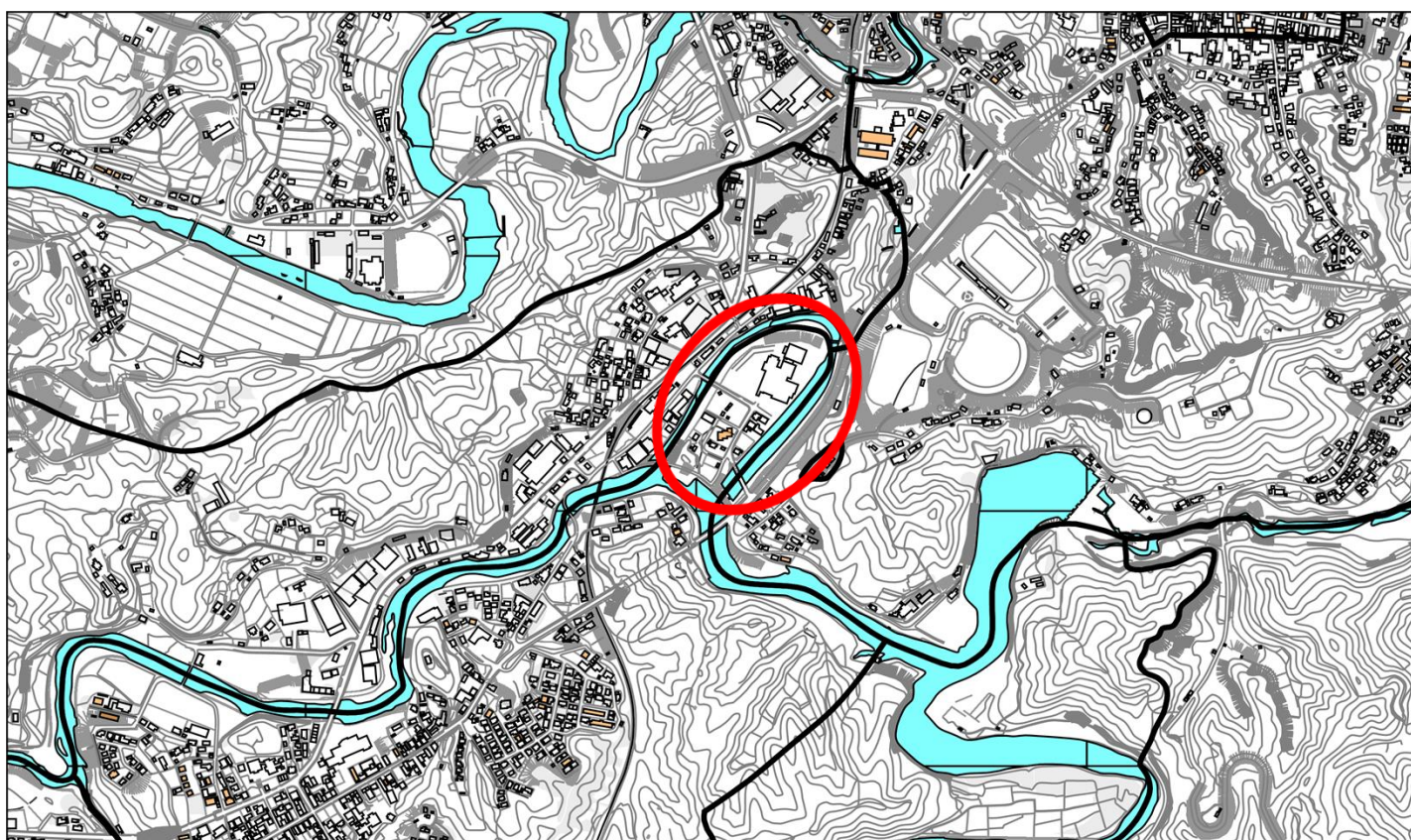
竹田市役所 建設課 都市計画係

電 話 0974-63-4848、FAX 0974-63-3948

メール toshi-design@city.taketa.lg.jp

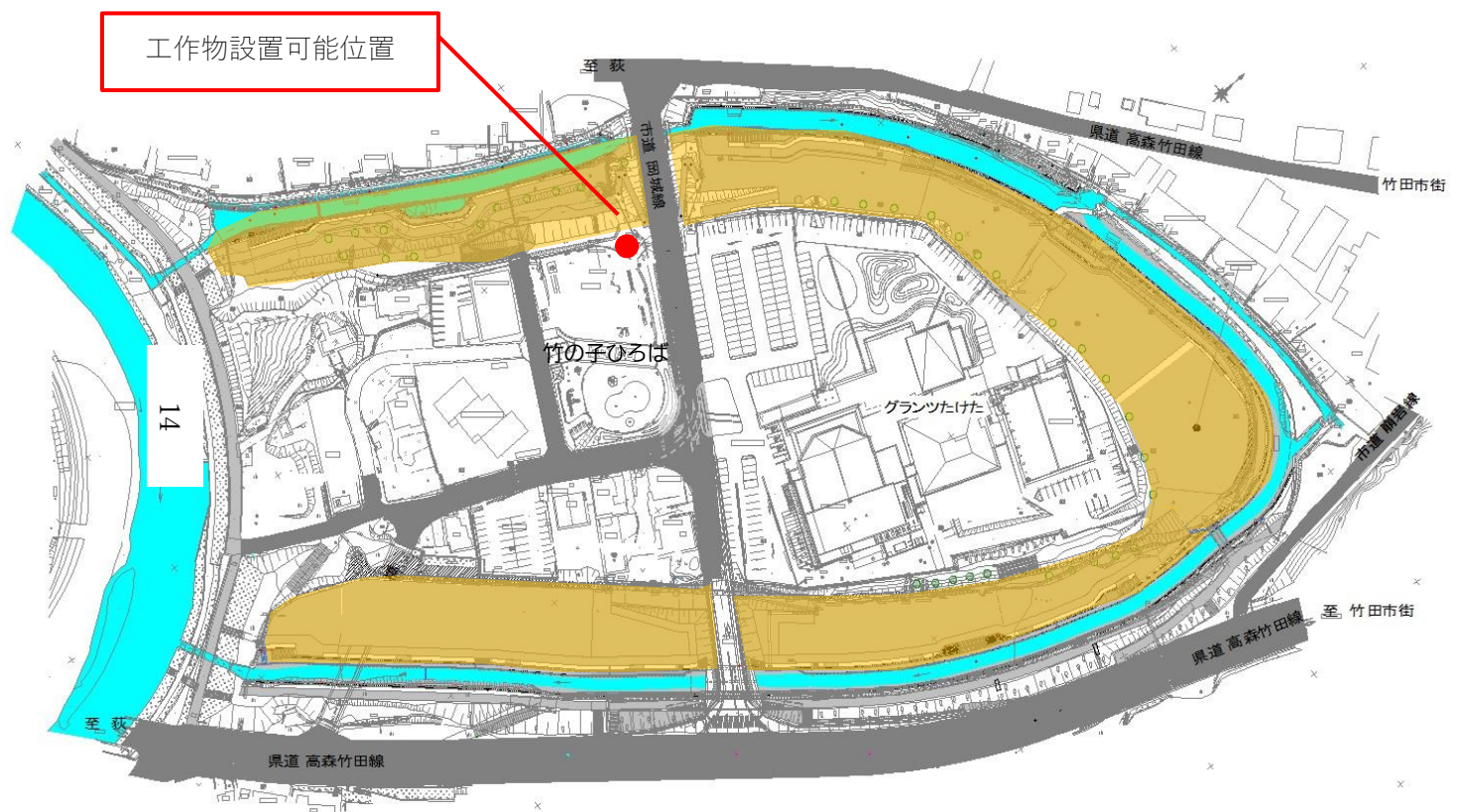
（別紙1）

位 置 図

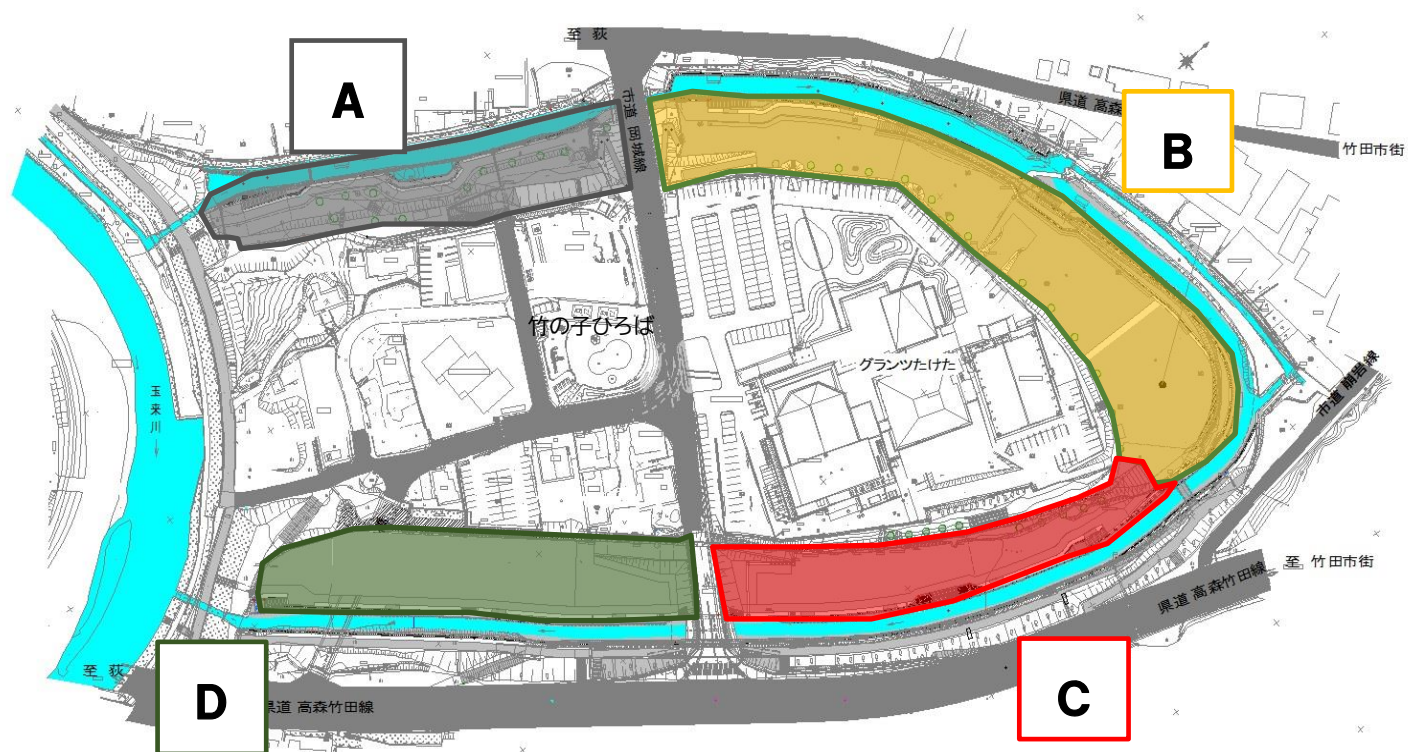


(別紙2)

都市・地域再生等利用区域平面図



(別紙3)
事業場所エリア分け平面図



(別紙4) 工作物設置可能位置

